中欄中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第三号中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第四号の上欄中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同号の中欄中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第五号中「平成三十一年度に」を「令和元年度に」に、「平成三十一年度の土地」を「令和元年度の土地」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第六号の上欄中「平成三十二年度に」を「令和二年度に」に、「平成三十二年度の土地」を「令和二年度の土地」に改め、同号の中欄中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第二項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第三号中「平成三十一年度適用土地」を「令和元年度適用土地」に、「平成三十一年度類似適用土地」を「令和元年度類似適用土地」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同条第三項の表以外の部分中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同項の表の第一号及び第二号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同表の第三号中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第四号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第五号及び第六号中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第四項の表以外の部分中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同項の表中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第五項の表以外の部分中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同項の表第三百四十九条の三第十項の項中「第三百四十九条の三第九項」に改め、同表第三百四十九条の三第十九項、第二十三項、第二十六項、第三十一項及び第三十四項の項中「第三百四十九条の三第十九項、第二十三項、第二十六項、第三十一項及び第三十四項」を「第三百四十九条の三第十八項、第二十二項、第二十五項、第三十項及び第三十三項」に改め、同表第三百四十九条の三第十二項及び第二十二項並びに第三百四十九条の三の二第一項及び第二項の項中「第三百四十九条の三第十二項及び第二十二項」を「第三百四十九条の三第十一項及び第二十一項」に改め、同表第四百十一条第三項の項中「平成三十一年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表第四百三十二条第一項の項中「平成三十一年度適用土地」を「令和元年度適用土地」に、「平成三十二年度に」を「令和二年度に」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表附則第十五条第四十八項から第五十項まで及び第五十一項、第二十項、第二十三項、第二十四項、第二十七項、第四十三項、第四十五項まで及び第四十八項から第五十項まで」を「第二十一項、第二十四項、第二十七項、第四十四項、第四十六項まで及び第四十八項から第五十項まで」に改め、同表第三百四十九条の三第十二項及び第二十二項並びに第三百四十九条の三の二第一項及び第二項の項中「第三百四十九条の三第十二項及び第二十二項」を「第三百四十九条の三第十一項及び第二十一項」に改め、同表第三百四十九条の三第十九項、第二十三項、第二十六項、第三十一項及び第三十四項の項中「第三百四十九条の三第十九項、第二十三項、第二十六項、第三十一項及び第三十四項」を「第三百四十九条の三第十八項、第二十二項、第二十五項、第三十項及び第三十三項」に改め、同表第三百四十九条の三第十二項及び第二十二項並びに第三百四十九条の三の二第一項及び第二項の項中「第三百四十九条の三第十二項及び第二十二項」を「第三百四十九条の三第十一項及び第二十一項」に改め、同表第三百四十九条の三第十九項、第二十三項、第二十六項、第三十一項及び第三十四項の項中「第三百四十九条の三第十九項、第二十三項、第二十六項、第三十一項及び第三十四項」を「第三百四十九条の三第十八項、第二十二項、第二十五項、第三十項及び第三十三項」に改め、同表第三百四十九条の三第十二項及び第二十二項並びに第三百四十九条の三の二第一項及び第二項の項中「第三百四十九条の三第十二項及び第二十二項」を「第三百四十九条の三第十一項及び第二十一項」に改め、同表附則第十五条第十三項、第二十項、第二十三項、第二十七項、第四十三項、第四十五項から第四十八項まで及び第五十項まで、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項中「第二十項、第二十三項、第二十四項、第二十七項、第四十三項、第四十五項から第四十八項まで及び第五十項まで」を「第二十一項、第二十四項、第二十七項、第四十四項、第四十六項から第四十八項まで及び第五十項まで」に改め、同表第三百四十九条の三第十二項及び第二十二項並びに第三百四十九条の三の二第一項及び第二項の項中「第三百四十九条の三第十二項及び第二十二項」を「第三百四十九条の三第十一項及び第二十一項」に改め、同表第三百四十九条の三第十九項、第二十三項、第二十六項、第三十一項及び第三十四項の項中「第三百四十九条の三第十九項、第二十三項、第二十六項、第三十一項及び第三十四項」を「第三百四十九条の三第十八項、第二十二項、第二十五項、第三十項及び第三十三項